

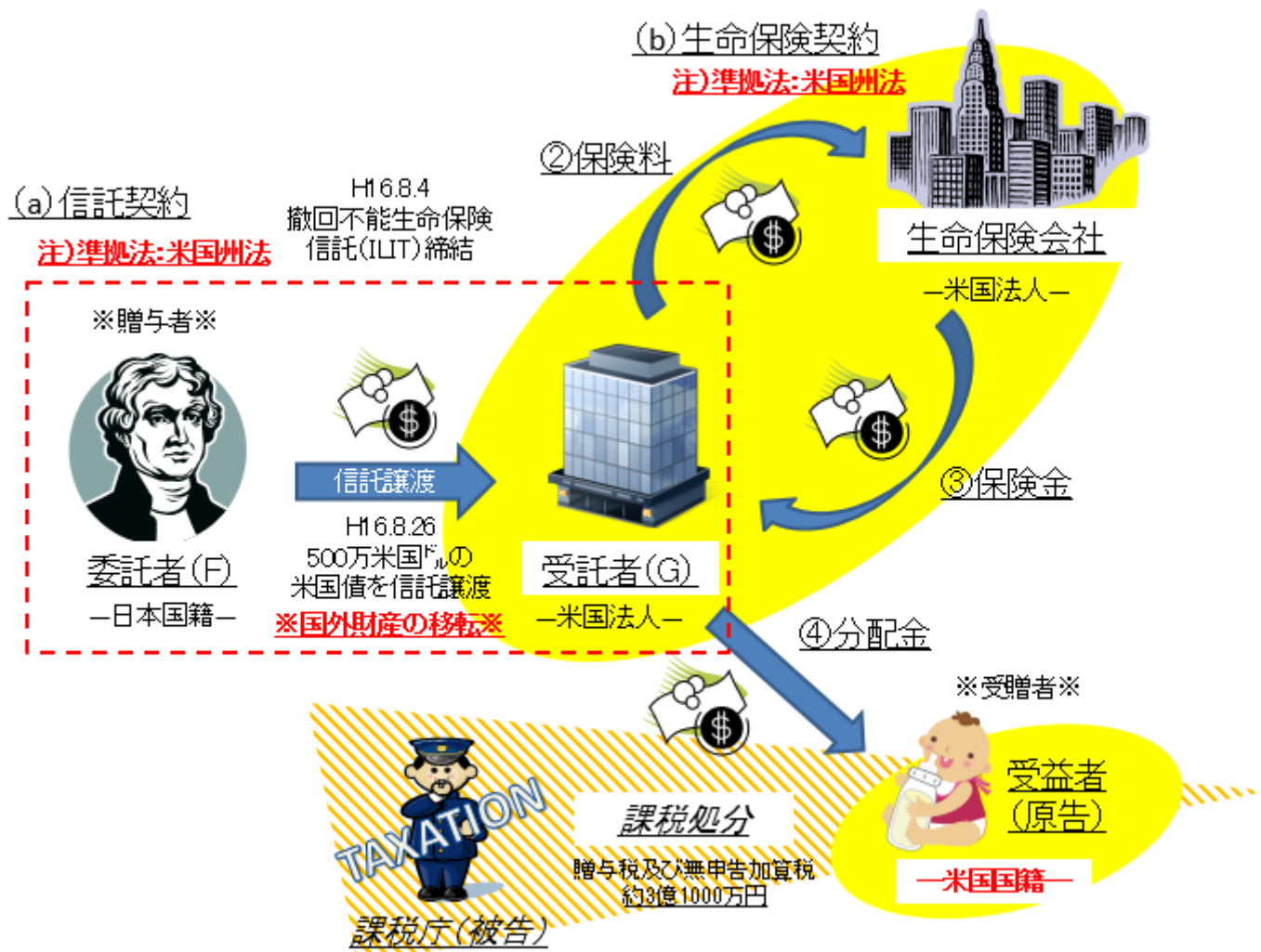
1. 研究の概要図

この応募用紙に記載する研究の概要を以下の枠内に図式を用いて、概要図を作成してください。

研究課題名 米国州法に準拠する生命保険信託への課税のあり方

<研究の対象となる事案の相関図>

- 外国信託を利用した祖父から孫への相続税対策スキームを巡り、一審で納税者勝訴、控訴審で逆転国側勝訴となった事件
 (上告棄却)最高裁第三小法廷 平成 26 年 7 月 15 日
 (控 訴 審)名古屋高裁 平成 25 年 4 月 3 日判決(LEX/DB25445606)
 (第 一 審)名古屋地裁 平成 23 年 3 月 24 日判決(LEX/DB25443597)



<考察のポイント>

- ① 当時の日本の税法上「**米国国籍** (日本国籍を有しない非居住者) の受益者 (受贈者) の **国外財産** の受贈益」は課税の対象とならない。一方、当時の米国の税法上「**日本国籍** (米国非居住者) である委託者 (贈与者) の財産の贈与」は課税の対象とならない。また、米国の税法上「非課税債権」とされる米国債の贈与は、課税の対象とならない。そして、日本の税法上「生命保険信託」は、通常生命保険契約と同様にみなされ、「保険事故」が生じるまでその課税は繰り延べられる。従って、日本国籍の委託者 (F) が受託者 (G) に国外財産を信託譲渡した時点で米国国籍の受益者に課税処分を確定させた本判決は不当であり、本来であれば国税側敗訴が妥当である。
- ② そもそも、**国際私法上**は「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」(法の適用に関する通則法 第7条)と定められているため、日本の信託法や租税法に定められた定義・処分規定により当然に解釈適用されるべき事案ではない。この点、契約当事者は当該生命保険信託の契約書に「米国ニュージャージー州法に準拠する」と定めている。従って、当該事案においては当然に我が国の法律に基づく解釈適用には根拠が無く、本判決は不当である。

応募者氏名 神谷大匡